参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	（第1回）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	兵庫県多可郡多可町 （283657）
地域名 （地域内農業集落名）	加美区 （市原集落）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	22.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	18.1 ha
② 田の面積	20.2 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
２:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
３:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
４:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
５:（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
６:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

当地区は、耕地面積22.8ha、農家戸数45戸、中心的な営農者の平均年齢が約70歳である。水稲作が中心で、一部の農家（約5軒程度）が、黒大豆の栽培を行っている地域である。
自作率が約90%で個々の農家が営農に取り組み農地を守っており、耕作困難な農家については、一部を除き、集落内の農家に預けて管理している。将来的には農地を貸したい、規模を縮小したい農家が多数ある中、担い手となる経営体（大規模の営農者や営農組合等）が集落内になく、農地の集約等は進んでいないのが現状となっている。
中山間農業地域に該当し、傾斜地の農地なども多いため、草刈りなどの負担も大きく、高齢化により、今後農地の維持が困難になる可能性がある農地が存在しているが、現時点においては、耕作放棄地に該当する農地はほとんど存在していない。

【基礎データ】
・農家件数　45軒
・主な作物　水稲（コシヒカリ）、黒大豆

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

現在の営農者の意向によれば、今後10年程度は現状の自作中心での営農が維持できると想定できる。ただし、その先は担い手不足や高齢化によって、耕作放棄地が増えることが想定される。
今後10年間の内に、集落内で担い手となる認定農業者の育成や集落営農への取り組みを行い、農地の貸付意向のある土地（主に後継者未定や後継者不明の土地）について、その経営体を中心に維持・管理をしていきたいと考えている。
また、その維持・管理を持続可能なものにするため、今までと同様に集落で鳥獣害防止対策や水路、農道の管理を共同で行っていきたい。但し、上記の経営体ができない場合は、集落外の耕作者、耕作企業の受け入れを受諾する必要がある。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.7　％	将来の目標とする集積率	5.7　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標
・農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化を進め団地面積の拡大を進める。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
・現在、地域内で積極的に営農している農家に対し、地域を支える経営体（認定農業者や集落営農）への移行推進などの支援を、集落全体で取り組む。その上で、当該経営体への集約化により農地の維持を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方法
・地権者や耕作者の理解を得ながら、農地中間管理機構を活用し、段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組
・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用により、営農者からの要望等も踏まえながら、優先順位をもって、農業用施設の更新・修繕を引き続き行っていく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
・地区内の新規就農者への支援を積極的に進める。 ・高齢化による世代交代により営農に参加する若年層に対して、負担軽減などの支援により、育成を図っていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
・JAみのりによるヘリ防除の利用。 ・集落内での共同経営体（認定農業者や集落営農）の育成が進まない場合、集落外の組織体への農作業委託等へ向けた集約化などの体制を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①鳥獣被害防止対策は、中山間地域等直接支払交付金等を活用し、集落の農会等が中心となり鹿柵の点検・補修、箱罠による駆除などの対策を実施する。
⑦保全・管理等は、多面的機能補助金を活用し、集落の農会等が中心となり、年数回の集団での作業等により、農業用施設の保全管理に取り組んでいく。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和　16　年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	区域内農地の利用者	水稲等	ha	－　ha		ha	－　ha	白地	
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	航空防除	水稲

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。